

恵庭市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月4日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第28号

恵庭市事務分掌規則の一部を改正する規則

恵庭市事務分掌規則（昭和46年規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表1（1）総務部の表総務課の項中「収受発送」を「受領発送」に改める。

附 則

この規則は、令和7年7月7日から施行する。

